

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第34号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年静岡県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第3項に基づく個人番号の利用並びに法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第3項に基づく個人番号の利用並びに法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。																				
別表第1 (略)	別表第1 (略)																				
<table border="1"><thead><tr><th>執行機関</th><th>事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>5 教育委員会</td><td>静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>8 教育委員会</td><td>高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関</td></tr></tbody></table>	執行機関	事務	(略)		5 教育委員会	静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	(略)		8 教育委員会	高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関	<table border="1"><thead><tr><th>執行機関</th><th>事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>5 教育委員会</td><td>静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（以下「定時制・通信制課程修学資金事務」という。）</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>8 教育委員会</td><td>高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関</td></tr></tbody></table>	執行機関	事務	(略)		5 教育委員会	静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（以下「定時制・通信制課程修学資金事務」という。）	(略)		8 教育委員会	高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関
執行機関	事務																				
(略)																					
5 教育委員会	静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務																				
(略)																					
8 教育委員会	高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関																				
執行機関	事務																				
(略)																					
5 教育委員会	静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（以下「定時制・通信制課程修学資金事務」という。）																				
(略)																					
8 教育委員会	高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関																				

	する事務
9 教育委員会	高等学校遠距離通学費補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
10 (略)	(略)

別表第2 (略)

執行機関	事務	特定個人情報
(略)		
2 知事	(略)	<u>就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>

	する事務 <u>(以下「定時制・通信制課程修学補助金事務」という。)</u>
9 教育委員会	高等学校遠距離通学費補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 <u>(以下「高等学校遠距離通学費補助金事務」という。)</u>
10 教育委員会	<u>静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の認定の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出の受付、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (以下「公立高等学校等専攻科修学支援金事務」という。)</u>
11 (略)	(略)

別表第2 (略)

執行機関	事務	特定個人情報
(略)		
2 知事	(略)	<u>(1) 就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報</u>

3 知事	(略)	<u>就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
4 知事	(略)	<u>就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
5 知事	(略)	<u>就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
(略)		

別表第3 (略)

情報照会 機関	事務	情報提 供機関	特定個人 情報
------------	----	------------	------------

		(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 知事	(略)	(1) <u>就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
4 知事	(略)	(1) <u>就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
5 知事	(略)	(1) <u>就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
(略)		

別表第3 (略)

情報照会 機関	事務	情報提 供機関	特定個人 情報
------------	----	------------	------------

知事	(略)	1 知事	(略)		
		2 教育委員会	定時制・通信制課程修学資金事務	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		3 教育委員会	公立高等学校等学び直し支援金事務	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		4 教育委員会	高等学校等奨学給付金事務	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		5 教育委員会	定時制・通信制課程修学補助金事務	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		6 教育委員会	高等学校遠距離通学費補助金事務	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		7 教育委員会	公立高等学校等専攻科修学支援金事務	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第2条 静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年静岡県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 (略)		別表第2 (略)	
提供を受ける知事 以外の執行機関	事務	提供を受ける知事 以外の執行機関	事務
1 教育委員会	1～7 (略)	1 教育委員会	1～7 (略)
	<u>8</u> (略)		<u>8</u> 静岡県公立高等学校等専攻科 修学支援金の受給資格の認定の 申請の受付、その申請に係る事 実についての審査又はその申請 に対する応答及び当該申請者の 保護者等の収入の状況の届出の 受付、その届出に係る事実につ いての審査又はその届出に対す る応答
			<u>9</u> (略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。